

関係各位

堺市権利擁護サポートセンター

権利擁護支援に関する研修の実施について（通知）

標記の件について、成年後見制度を始めとした権利擁護についての理解を深め、今後の業務遂行の一助としていただくため、下記の通り研修を実施いたします。

申込書に必要事項記入の上、5月19日（金）までに下記の申込み先へメールまたはFAXにてお申込みくださいますようお願いいたします。

1. 研修対象者

次の相談支援機関に所属する権利擁護支援に関わる者

- ・行政（各区 地域福祉課、生活援護課、保健センター）・基幹型包括支援センター
- ・地域包括支援センター・障害者基幹相談支援センター・相談支援事業所

2. 日時・場所・研修内容

日時	内容	場所
5月23日（火） 13:30～16:00	『成年後見制度の活用について（成年後見制度利用の実際）』 講師：大阪家庭裁判所堺支部 亀井主任書記官 堺市長寿社会部長寿支援課 堺市権利擁護サポートセンター	堺市総合福祉社会館 4階 第3会議室

3. その他

参加職員の交通費については、各所属でご負担いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、実施方法が変更になる場合があります。その際は、申込書に記載のメールアドレスあてにお知らせいたします。

4. 問合せ先・申込み先

堺市権利擁護サポートセンター

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉社会館4階

TEL：072-225-5655 FAX：072-222-5878

E-mail：kensapo-2013@sakai-syakyo.net

※この研修は、堺市からの委託を受け、堺市権利擁護サポートセンターが実施します。

権利擁護支援に関する研修 参加者申込書

機関	参加者名	メールアドレス
TEL		

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、実施方法が変更になる場合があります。

その際は、上記メールアドレスあてにお知らせいたします。

※令和5年5月19日（金）までにご提出ください。